

# 申告はお早めに 所得税の確定申告

## 自宅からネットで申告

所得税の申告は、インターネットを利用して、自宅から電子申告（e-Tax）をすることが出来ます。

### ■こんなメリットが！

#### ①自宅で簡単に申告

申告書が、国税庁ホームページの「確定申告書等の作成コーナー」で作成できます。

HP <https://www.nta.go.jp/>

#### ②添付書類の提出を省略

医療費の領収書や源泉徴収票などの提出・提示を省略できます。（申告期限から5年間の書類提出、または提示を求められることがあります。）

#### ③還付金がスピーディー

書面申告に比べ、還付金が早く受け取れます。なお、「e-Tax」で申告された場合は3週間程で処理しています。

### ■利用するには

▼利用時間 3月16日(月)まで、24時間利用できます。

### ▼準備するもの

- 本人の電子証明書
- ↓市民課で取得
- 電子証明書付き住民基本台帳カード1,000円
- ICカードリーダーライター
- ↓家電量販店などで購入

## 所得税の還付申告など

給与所得者や年金所得者が次のいずれかに該当するときは、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ①マイホームをローンなどで取得した人（住宅借入金等特別控除）

## 自書申告説明会

講義形式で確定申告書の記載方法を説明します。なお、講義形式のため途中入場はできません。

日時 1月27日(火)、28日(水)

### ■日時

- 1月27日(火)、28日(水)
- ▼午前の部 午前9時30分～正午
- ▼午後の部 午後1時～4時

### ■場所

中央公民館4階大会議室

### ■対象

○公的年金等に係る雑所得（国民年金・厚生年金など）

○公的年金等に係る雑所得と給与所得の両方がある人

※不動産や株式などを譲渡した人や住宅借入金等特別控除をする人を除く

### ■持ち物

- 印鑑
- 国民健康保険税、介護保険料の領収書
- 平成26年分の源泉徴収票
- 生命保険、地震保険料の控除証明書
- 医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額がわかる書類（医療費控除をする人）あらかじめ集計をお願いします。
- 還付金の振込先を確認できるもの

### ■問い合わせ先

成田税務署 5151

（電話を自動音声で受け付け、用件に応じて担当者が応じます）

市・県民税について

市課税課市民税班 0443

（93）0443

## 公的年金等の源泉徴収票を送付

平成26年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢年金を受給した人を対象に、日本年金機構から「平成26年公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬までに送付されます。

### ■源泉徴収票は、確定申告や源泉徴収の還付を受けるときに必要な書類です。必ず内容を確認してください。

○年の途中で、扶養親族の人数の増加などで、提出済みの「扶養親族等申告書」の内容に変更が生じたとき

### ■源泉徴収票の再発行

「源泉徴収票」が届かない、または紛失をしたときは、再発行できますので、次のところに連絡をしてください。

### ▼幕張年金事務所

〒043(212) 8621  
ねんきんダイヤル  
0570(05) 1165  
03(6700) 1165

### ■確定申告が必要な人

○2か所以上から年金を受けているとき

### ■確定申告が必要な人

○年金以外に所得があるとき

### ■確定申告が必要な人

○年金の源泉徴収では受けることができない各種控除（医療費控除、社会保険料控除など）があるとき

### ■確定申告が必要な人

○「扶養親族等申告書」を提出する人

## 聞き取れなかったら フリーダイヤルで確認を！



防災行政無線の放送を聞き取れなかったときは、「防災行政無線情報フリーダイヤル」で放送内容を確認できます。このサービスは、固定電話と携帯電話から通話料無料で利用できます。

フリーダイヤル 0120(114)994

## 防災・防犯メールの登録はお済ですか？

市では、気象情報などの防災情報や防犯情報を受け取るメール配信サービスを実施しています。このサービスに登録すれば、防災・防犯情報をいち早く入手できます。登録は無料（通信料は別途必要）で、手続きは簡単です。次のアドレスに送信し、返信されるメールの内容に沿って操作してください。

✉ [k@tms.171k.jp](mailto:k@tms.171k.jp)

☎ 市民活動推進課市民安全班 (93) 1114

## 納税は 便利な口座振替を！

市では、市税の口座振替を推進しています。一度申込手続きをすると、納め忘れの心配や納付に向く必要もなく、翌年以降も自動継続されます。なお、申込みの受付は、開始希望期の納期限の2か月前までです。【例】平成27年度固定資産税第1期（納期限4月30日）から希望するとき⇒2月27日（金）までに申し込みください。

☎ 納税課管理班 (93) 0434



## はい、こちら

## 消費生活センターです！

●このようなことはありませんでしたか？

「古い灯油を使ったら石油ストーブが故障」の巻

### ◆事例◆

石油ストーブを購入して2日後、消火しようとした際、操作つまみが上からず、緊急消火ボタンも作動しなかったため、新品と交換してもらった。3か月後にも同じように消火できなくなり、販売店を呼び消火してもらった。販売店からは「シーズンの灯油を使ったことが原因ではないか」と言われた。

### ◆アドバイス・注意点◆

- 灯油は保管方法を誤ると日光や熱による変質、水や異種の油などの混入により「不良灯油」になることがあります。不良灯油を石油暖房機器に使用すると、少量でも異常燃焼や機器の故障につながり危険です。
- 保管するときは、灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない場所に置きましょう。国民生活センターのテストでは、灯油専用ではないポリ容器（白）に保管した灯油は約半月で変質が見られ、紫外線透過率が高いことがわかりました。
- シーズン中に使い切れなかった場合や、長期間保管し、変質の可能性がある灯油は決して使用せず、購入した石油販売店に相談するなどして安全に廃棄しましょう。

消費生活に関する相談に専門の相談員が応じます。

■日時 月々金曜日（祝日、年末年始を除く）

■場所 午前10時～正午／午後1時～4時

市役所分庁舎2階 消費生活センター ☎ (93) 5348